

事 務 連 絡  
令 和 2 年 2 月 1 日

各検疫所 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全企画課  
検 疫 所 業 務 管 理 室

新型コロナウイルス感染症への検疫対応に際しての  
14日以内の発生国滞在歴に関する確認について

新型コロナウイルス感染症については、中華人民共和国湖北省武漢市や日本国内における感染者の発生を受けて、水際対策を着実に実施するため、「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る検疫対応について」（令和2年1月24日付け事務連絡）により、検疫対応をお願いしているところです。

出入国在留管理庁に対して、各地方出入国在留管理局に、中華人民共和国からの航空機、客船（貨客船を含む）について、「青い紙」、「赤い紙」を所持していない場合には、検疫所における確認を受けていないため、検疫所に差し戻されます。また、「青い紙」を所持している場合には、過去14日以内に湖北省に滞在したかどうかを尋ね、滞在歴がないことを確認し、滞在歴がある場合には、検疫所に差し戻していただくことについて協力依頼（別添参照）をお願いしたところです。

検疫所においては、中華人民共和国からの航空機、客船（貨客船を含む）について、別添の「滞在歴質問ボード(検疫ブース用)」を示し、過去14日以内の湖北省滞在歴を確認し、滞在歴がない場合においては、「青い紙」を配布し、滞在歴又は発熱等の疑いがある者を確認した場合においては「赤い紙」を配布した上で、質問票を用いて詳細に症状等を確認するようお願いいたします。

なお、湖北省滞在歴がある者については、健康状態のフォローアップを実施することとなりますので、質問票について、検疫所業務管理室へ送付願います。

また、湖北省滞在歴があり、症状を有する者を発見した場合においては、速やかに検疫所業務管理室へ連絡願います。